

令和2年2月18日  
宮崎公立大学

### 新型コロナウイルスに感染した受験生への配慮について

新型コロナウイルスによる感染症について、令和2年1月28日に「指定感染症」に指定する政令等が公布されました。

一般入試の志願者が感染した場合あるいは感染が疑われる場合、他の受験生等への感染拡大を防ぐため個別学力検査は受験できません。当該理由により個別学力検査を受験できない志願者については、令和2年度大学入試センター試験の成績を参考に合否判定を行うこととしましたのでお知らせいたします。

新型コロナウイルス感染症あるいはその疑いがあると診断された場合は、試験当日の午前10時までに学務課（電話：0985-20-2212）までご連絡ください。あわせて、病名および加療期間が明記された診断書を提出してください。